新学習指導要領の改訂のポイントと学習評価
（高等学校　専門教科「看護」）

文部科学省
初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付 産業教育振興室
　教科調査官　髙木　邦子

目次

1.専門教科「看護」 の改訂のポイント

2.学習評価の改善の基本的な考え方

3.学習評価の進め方

１．専門教科「看護」の改訂のポイント

学習指導要領改訂の背景

人工知能が進化して，
人間が活躍できる職業は
なくなるのではないか。

今学校で教えていることは，
時代が変化したら
通用しなくなるのではないか。

子供たちに，情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも，
未来の創り手となるために必要な資質・能力を
確実に備えることのできる学校教育を実現する。

よりよい学校教育を通じて，よりよい社会を作るという**目標を学校と社会が共有**して実現

社会や産業の構造が変化し，質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中で，私たち人間に求められるのは，定められた手続を効率的にこなしていくにとどまらず，感性を豊かに働かせながら，どのような未来を創っていくのか，どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え，主体的に学び続けて自らの能力を引き出し，自分なりに試行錯誤したり，多様な他者と協働したりして，新たな価値を生み出していくことであるということ，そのためには生きて働く知識を含む，これからの時代に求められる資質・能力を学校教育で育成していくことが重要であるということを，学校と社会とが共通の認識として持つことができる好機にある。

学校教育のよさをさらに進化させるため，学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる**「学びの地図」**として，**学習指導要領を示し，幅広く共有**

- これからの時代に求められる知識や力とは何かを明確にし，教育目標に盛り込む。これにより，子供が学びの意義や成果を自覚して次の学びにつなげたり，学校と地域・家庭とが教育目標を共有してカリキュラム・マネジメントが実現しやすくなる。
- 生きて働く知識や力を育む質の高い学習過程を実現するため，各教科における学びの特質を明確にするとともに，授業改善の視点（「アクティブ・ラーニングの視点」）を明確にする。これにより，教科の特質に応じた深い学びと，我が国の強みである「授業研究」を通じたさらなる授業改善が実現する。

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と，学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く**知識・技能**の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し，
社会と連携・協働しながら，未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む
「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共」の新設など各教科等で育む資質・能力を明確化し，目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など，新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず，質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

※高校教育については，些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており，そうした点を克服するため，重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

育成を目指す資質・能力の三つの柱

学校教育法第30条第２項が定めるいわゆる学力の３要素（「知識・技能（職業教科では「知識・技術」）」，「思考力・判断力・表現力等」，「主体的に学習に取り組む態度」を，学習する子どもの視点に立ち，育成をめざす資質・能力の三つの柱で整理

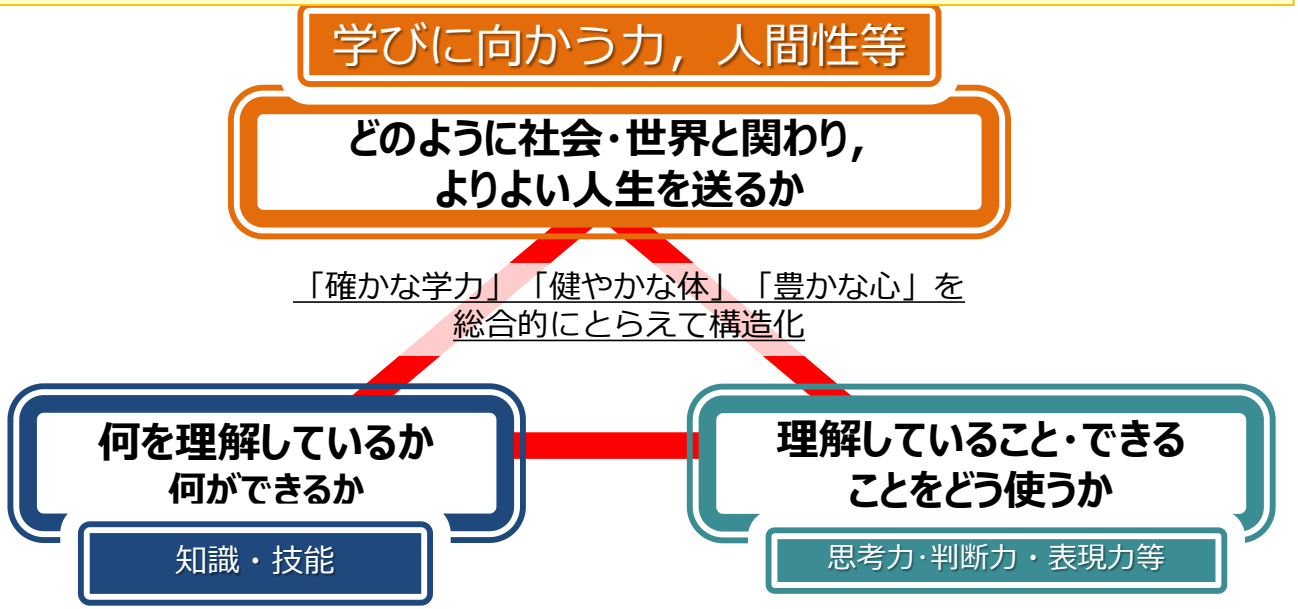

【参考】学校教育法第30条第２項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう，基礎的な知識及び技能を習得させるとともに，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力その他の能力をはぐくみ，主体的に学習に取り組む態度を養うことに，特に意を用いなければならない。

職業教科の改訂のポイント

○　産業界で必要とされる資質・能力を見据え，産業教育において育成を目指す資質・能力を三つの柱に沿って整理
○　地域や社会の発展を担う職業人を育成するため，社会や産業の変化の状況等を踏まえ，持続可能な社会の構築，情報化の一層の進展，グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善

１．教科・科目の全体構成

○　専門性の基礎・基本を一層重視するとともに，専門分野に関する知識と技術の定着を図る観点から科目の構成や内容の改善を図り，現行の８教科１８８科目から**８教科１８６科目で構成**。
〔農業：30→30　工業：61→59　商業：20→20　水産：22→22　家庭：20→21　看護：13→13　情報：13→12　福祉：9→9〕
○　職業に関する各学科における原則履修科目は，現行と同様，各教科の基礎的科目と課題研究等の２科目。

２．資質・能力の明確化

○　産業界で必要とされる**資質・能力**を見据え，各教科・科目の目標について，「知識及び技術」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の**三つの柱に沿って整理**。
○　資質・能力を構成する要素のうち，「倫理観」，「合理性」等は重要な要素として現行に引き続き明示するとともに**，「職業人として必要な豊かな人間性を育み，よりよい社会の構築を目指して自ら学ぶ」，「産業の振興や社会貢献」，「協働的に取り組む」ことについて新たに明示**。

３．学習内容の改善・充実

○　地域や社会の発展を担う職業人を育成するため，社会や産業の変化の状況等を踏まえ，**持続可能な社会の構築，情報化の一層の進展，グローバル化などへの対応**の視点から各教科の学習内容を改善。また，経営に関する指導を充実。
○　産業界で求められる人材を育成するため，**「船舶工学」（工業），「観光ビジネス」（商業），「総合調理実習」（家庭），「情報セキュリティ」（情報），「メディアとサービス」（情報）を新設**。

４．各教科共通の記載事項

○　働くことの社会的意義や役割，現在の社会や産業全体が抱える課題の理解，職業人に求められる倫理観の育成などについて，各教科で指導すべき**「共通の内容」として各教科の原則履修科目（基礎的科目）に位置付け**。
○　**①主体的・対話的で深い学びの実現**，②障害のある生徒などに対する指導上の工夫，③言語活動の充実について，新たに各教科共通として記述。
○　①地域や産業界等との連携による実践的な学習活動等の実施，②総授業時数の10分の5以上の実験・実習への配当（商業を除く），③実験・実習の際の安全への配慮や事故防止の指導，④学習の効果を高めるためのコンピュータや情報通信ネットワークの活用に係る規定について，現行と同様，各教科共通として記述。

職業教科「共通の内容」の整理

「働くことの意義や役割の理解」，「職業人に求められる倫理観の育成」等について，各職業教科に共通して指導すべき事柄（共通の内容）として整理し，各職業教科の原則履修科目に位置付けた。

産業界において，異業種・異分野に進出する企業が多く見られる状況

↓

共通する資質・能力を，より意識して育成する必要

共通の内容
- 働くことの意義や役割の理解
- 職業人に求められる倫理観の育成

など

→ **職業８教科全ての原則履修科目に共通して位置付ける**

【「看護」の例】 **第１　基礎看護**

３内容の取扱い　（１)ア
〔指導項目〕の（1）については，**望ましい看護観や職業観及び看護職に求められる倫理観**を育成すること。

主体的・対話的で深い学びの実現について

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善により，質の高い学びを実現。

第1章 総則 第3款 1(1)

第１款の３の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら，**生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと**。

特に，各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり，思考力，判断力，表現力等や学びに向かう力，人間性等を発揮させたりして，学習の対象となる物事を捉え思考することにより，各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し，生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら，**知識を相互に関連付けてより深く理解**したり，**情報を精査して考えを形成**したり，**問題を見いだして解決策を考え**たり，**思いや考えを基に創造**したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

第3章 主として専門学科において開設される各教科 第3款 1(1)

【「看護」の例】

単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，**生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る**ようにすること。その際，**看護の見方・考え方を働かせ**，健康に関する事象を，当事者の考えや状況，疾患や障害とその治療などが生活に与える影響に着目して捉え，当事者による自己管理を目指して，適切かつ効果的な看護と関連付ける**実践的・体験的な学習活動の充実**を図ること。

教科「看護」の「見方・考え方」（解説の記述）

看護の見方・考え方とは，健康に関する事象を，当事者の考えや状況，疾患や障害とその治療などが生活に与える影響に**着目して捉え**，当事者による自己管理を目指して，適切かつ効果的な看護と**関連付ける**ことを意味している。

専門教科「看護」の改訂のポイント

○　療養の場の多様化に伴うリスクマネジメント及び多職種連携を含めた専門性の高い看護実践能力の育成への対応
○　看護に求められる倫理的課題の多様化への対応
○　地域や社会のグローバル化への対応

１．改訂の基本的な考え方

○　少子高齢化の進行，入院期間の短縮，在宅医療の拡大などを踏まえ，**看護を通して，地域や社会の保健医療福祉を支え，人々の健康の保持増進に寄与する職業人を育成**するよう学習内容等を改善・充実。

２．学習内容の改善・充実

(1) リスクマネジメント及び多職種連携を含めた専門性の高い看護実践能力を育成するための学習の改善・充実
○「基礎看護」の看護の共通技術に感染予防及び安全管理を位置付け学習内容を充実。
○「看護の統合と実践」に医療安全のマネジメント，多重課題のマネジメント，多職種連携を位置付け学習内容を充実。

(2) 看護に求められる倫理的課題の多様化に関する学習の改善・充実
○　従前から扱っていた「基礎看護」以外の５つの科目（「成人看護」，「老年看護」，「小児看護」，「母性看護」，「在宅看護」）の〔指導項目〕に倫理的課題を明記。

(3) 地域や社会のグローバル化に対応するための学習の改善・充実
○「看護の統合と実践」に国際看護を位置付け学習内容を充実。

３．学習指導の改善・充実

○　看護に関する課題について，疾患・治療・生活状況等を把握するとともに**当事者の思いを傾聴**するなど**多面的な情報を収集・　分析**し，**解決策の考察や協議**を経て，**当事者への支援**を行い，その**結果を踏まえた振り返りを重視**した学習活動の充実。

専門教科「看護」の目標の改善

今回の改訂において，教科目標について，各教科共通に以下の点を改善
◎　実践的・体験的な学習活動を通じて資質・能力を育成することを明確化
◎　職業人に求められる倫理観に関する指導の充実
◎　社会貢献や協働について新たに明示

職業教育に共通する目標の考え方

※中教審答申（平成28年12月）より抜粋

職業に関する各教科の「見方・考え方」を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
(1)各職業分野について（社会的意義や役割を含め）体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付ける。
(2)各職業分野に関する課題（持続可能な社会の構築，グローバル化・少子高齢化への対応等）を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
(3)職業人として必要な豊かな人間性を育み，よりよい社会の構築を目指して自ら学び，産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

教科「看護」の目標

解説p12

看護の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，看護を通じ，地域や社会の保健・医療・福祉を支え，人々の健康の保持増進に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
(1) 看護について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。
(2) 看護に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み，よりよい社会の構築を目指して自ら学び，人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

専門教科「看護」の改訂のポイント（科目）

科目（改訂）	科目（改訂前）	備考
基礎看護	基礎看護	
人体の構造と機能	人体と看護	名称変更
疾病の成り立ちと回復の促進	疾病と看護	名称変更
健康支援と社会保障制度	生活と看護	名称変更
成人看護	成人看護	
老年看護	老年看護	
小児看護	精神看護	
母性看護	在宅看護	
精神看護	母性看護	
在宅看護	小児看護	
看護の統合と実践	看護の統合と実践	
看護臨地実習	看護臨地実習	
看護情報	看護情報活用	名称変更

２．学習評価の改善の基本的な考え方

学習評価に関する答申，報告，通知について

【答申】平成28年12月21日

「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」　中央教育審議会

【報告】平成31年1月21日

「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会

【通知】平成31年3月29日

「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」　初等中等教育局長通知

※いわゆる「改善等通知」

国立教育政策研究所が作成した資料について

「学習評価の在り方ハンドブック」

教師向けにわかりやすく説明（12頁）

- 学習評価の基本的な考え方
- 学習評価の基本構造
- 総合的な探究の時間及び特別活動の評価について
- 観点別学習状況の評価について
- 学習評価の充実
- Ｑ＆Ａ　等

公表時期：令和元年6月

公表方法：国立教育政策研究所ホームページ

https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/gakushuhyouka_R010613-02.pdf

国立教育政策研究所が作成した資料について

『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料

第１編　総説

・平成30年改訂を踏まえた学習評価の改善

・学習評価の基本的な流れ

第２編「〔指導項目〕ごとの評価規準」作成する際の手順

第３編単元ごとの学習評価について（事例）

・「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえた評価規準の作成

・学習評価に関する事例について

事例１ 指導と評価の計画から評価の総括まで
「基礎看護」　単元「足浴（部分浴）」

事例２ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価,
妊婦体験による対象の理解
「母性看護」　単元「妊娠期の生理と妊婦の看護」

事例３ 事例を用いたシミュレーションによる学習,
個人シートを活用した評価
「看護の統合と実践」　単元「災害各期の看護」

公表時期：令和３年８月

公表方法：国立教育政策研究所ホームページ
https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r030820_hig_kango.pdf

学習評価の改善の基本的な方向性

資料p6

学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ，次の基本的な考え方に立って，学習評価を真に意味のあるものとすることが重要。

① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと

② 教師の指導改善につながるものにしていくこと

③ これまで慣行として行われてきたことでも，必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

観点別学習状況の評価の観点の整理

資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて，観点別学習状況の評価の観点については，小・中・高等学校の各教科等を通じて，「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の３観点に整理。
※ただし，職業教科については，「知識・技術」としている。

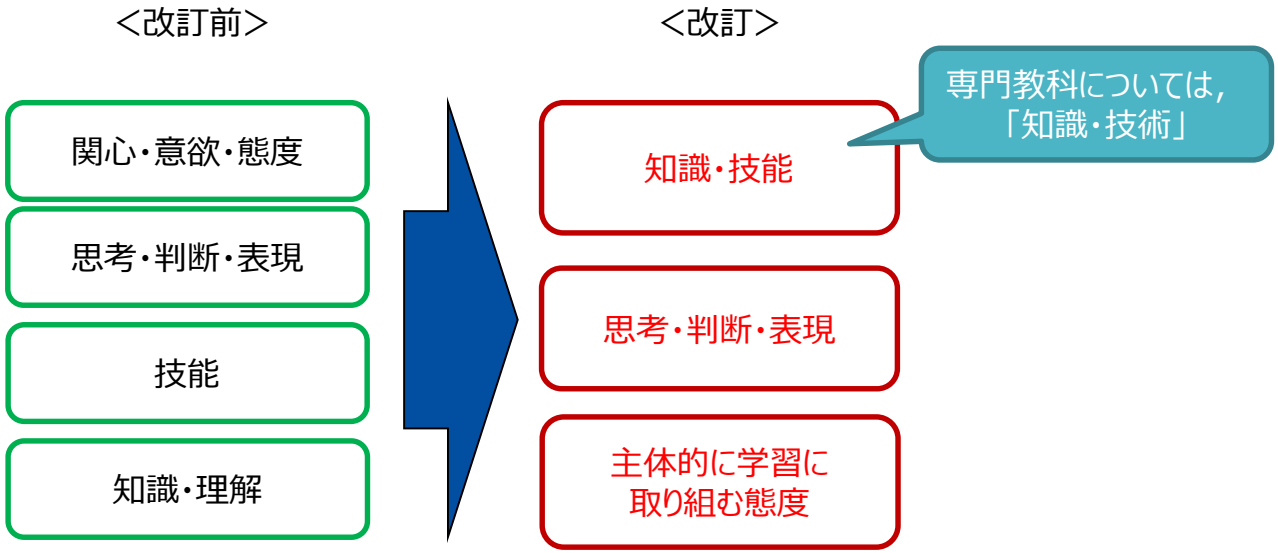

Ⅰ　観点別学習状況

学習指導要領に示す各教科・科目の目標や内容に照らして，その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際，

「十分満足できる」状況と判断されるもの：**A**
「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：**B**
「努力を要する」状況と判断されるもの：**C**

のように区別して評価を記入する。

Ⅱ　評定

学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき，その実現状況を総括的に評価し，

「十分満足できるもののうち，特に程度が高い」状況と判断されるもの：**5**
「十分満足できる」状況と判断されるもの：**4**
「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：**3**
「努力を要する」状況と判断されるもの：**2**
「努力を要すると判断されるもののうち，特に程度が低い」状況と判断されるもの：**1**

のように区別して評価を記入する。

観点別学習状況の評価の充実

巻頭資料

【指導要録の参考様式における改善点】

高等学校においては，従前より観点別学習状況の評価が行われてきたところであるが，地域や学校によっては，その取組に差があった。今回，高等学校における観点別学習状況の評価を更に充実し，その質を高める観点から，指導要録の参考様式等を改善。

→　指導要録の参考様式に，各教科・科目の観点別学習状況を記載する欄を設置

＜旧＞

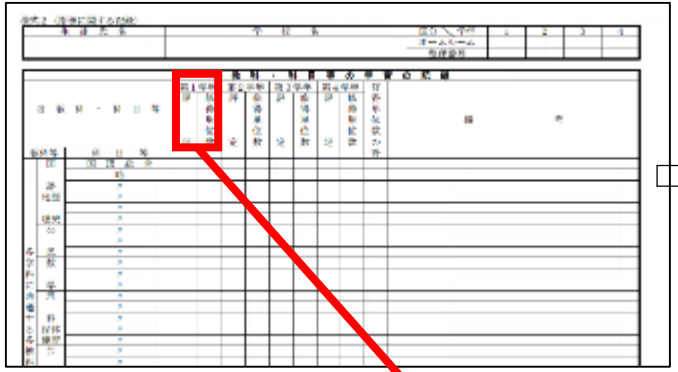

第１学年	
評定	修得単位数
5	2

＜新＞

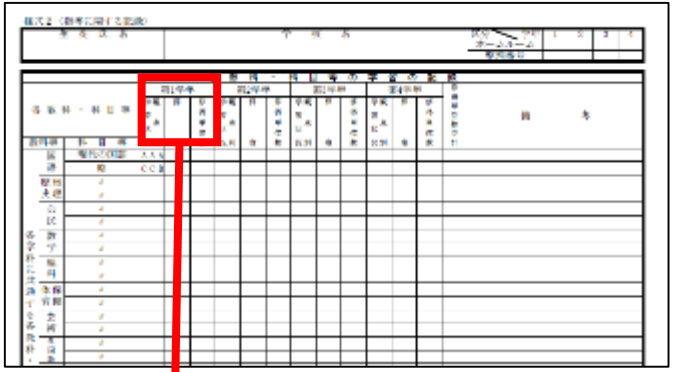

第１学年		
観点別学習状況	評定	修得単位数
AAA	5	2

従来の評定，修得単位数に加えて「観点別学習状況」欄を新設

各教科における評価の基本構造

資料p9

・各教科における評価は，**学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの（目標準拠評価）**
・したがって，目標準拠評価は，**集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。**

学習指導要領に示す目標や内容

- 知識及び技能
- 思考力，判断力，表現力等
- 学びに向かう力，人間性等

観点別学習状況評価の各観点

・観点ごとに評価し，生徒の学習状況を分析的に捉えるもの
・観点ごとにＡＢＣの３段階で評価

- 知識・技能（技術）
- 思考･判断･表現
- 主体的に学習に取り組む態度
- 感性，思いやりなど

評　定

・**観点別学習状況の評価の結果を総括**するもの。
・**５段階で評価**

個人内評価

・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない**児童生徒一人一人のよい点や可能性，進歩の状況**について評価するもの。

看護において「知識・技術」をどう見取るか

資料p10

生徒が「看護について実践的・体験的な学習活動を通して，基礎的な内容，領域別の内容，統合的な内容を段階的に理解し関連付け，統合化を図っているか」について，発言や記述の内容，ペーパーテストなどから状況を把握する。
また，関連する知識・技術を身に付け，適切に活用できているかについて，行動の観察や記述の内容，実技テスト，ペーパーテストなどから状況を把握する。

看護において「思考・判断・表現」をどう見取るか

資料p10

生徒が看護に関連する課題を発見し，「健康に関する事象を当事者の考えや状況，疾病や障害とその治療等が生活に与える影響に着目して捉え，当事者による自己管理を目指して，適切かつ効果的な看護と関連付けて」見通しをもって観察，実験・実習などを行い，その過程や経過・結果をもとに表現するなど，様々な探究する過程において，思考・判断・表現しているかを，ペーパーテストのほか，論述やレポート作成，発表・グループ討議，ポートフォリオなどから状況を把握する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

「主体的に学習に取り組む態度」については，①知識及び技能を獲得したり，思考力，判断力，表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で，②自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

○「主体的に学習に取り組む態度」の評価については,①知識及び技能を獲得したり,思考力,判断力,表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と,②①の粘り強い取組を行う中で,自らの学習を調整しようとする側面,という二つの側面から評価することが求められる。

○これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば,自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や,粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。

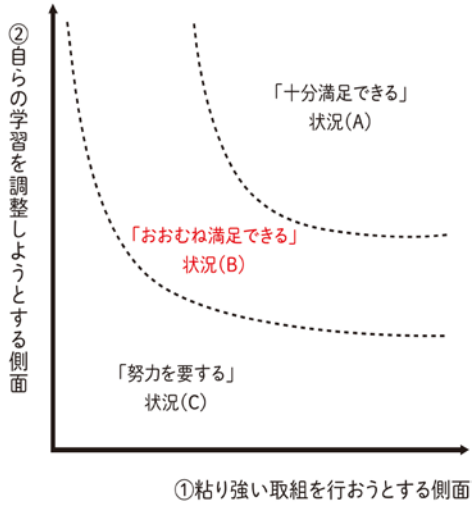

看護において「主体的に学習に取り組む態度」をどう見取るか

資料p11

生徒が「健康に関する事象を当事者の考えや状況，疾病や障害とその治療等が生活に与える影響に着目して捉え，当事者による自己管理を目指して，適切かつ効果的な看護と関連付けて」課題に主体的に関わり，見通しをもったり振り返ったりするなど，科学的に探究しようとしているかを，発言や記述の内容，行動の観察などから状況を把握する。

３．学習評価の進め方

看護科における〔指導項目〕と単元の関係

資料p32

＜例＞第１節　基礎看護　第2　2　内容
〔指導項目〕

大項目　（3）日常生活の援助

ア　日常生活の理解

イ　環境調整

ウ　食事と栄養

エ　排泄

オ　活動と運動

カ　休息と睡眠

キ　清潔と衣生活

身体の清潔と援助
【１】身体の清潔と援助の目的とポイント
【２】入浴と看護
【３】足浴（部分浴）
【４】清拭
【５】頭皮・頭髪の手入れ
【６】口腔の清潔

〔指導項目〕において育成を目指す資質・能力

資料p32

第１節　基礎看護　第2　　2　内容
〔指導項目〕

（3）日常生活の援助

　ここでは，日常生活が健康や成長・発達に大きな関わりをもつことを踏まえ，人々の状態に応じて，健康の回復及び日常生活の自立を目指す援助を行うための基礎的な知識と技術を習得し，活用できるようにすることをねらいとしている。
このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう，〔指導項目〕を指導する。

①　日常生活の援助について理解するとともに，関連する技術を身に付けること。
②　日常生活の援助について基本的な課題を発見し，倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
③　日常生活の援助について自ら学び，人々が自立した生活を送れるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

〈高等学校学習指導要領解説 看護編 p21〉

※学習指導要領解説では，〔指導項目〕の大項目ごとに，資質・能力の三つの柱により身に付けるべき事項①～③を整理している。

専門教科「看護」の観点別学習状況の評価の進め方

資料p37

高等学校学習指導要領解説を参考に作成する。

単元の目標等を踏まえて，「単元の評価規準」を作成する。

「〔指導項目〕ごとの評価規※準」を作成する → 単元の目標を作成する → 単元の評価規準を作成する → 指導と評価の計画を立てる → 授業（指導と評価）を行う → 評価の総括を行う

総括に用いる評価の記録については，場面を精選する

※　職業教育を主とする専門学科においては，学習指導要領の規定から，「内容のまとまりごとの評価規準」を「〔指導項目〕ごとの評価規準」とする。

専門教科「看護」の観点別学習状況の評価の進め方

巻頭資料,
資料p37

✓「〔指導項目〕ごとの評価規準」を作成する
→ 単元の目標を作成する
→ 単元の評価規準を作成する
→ 指導と評価の計画を立てる
→ 授業（指導と評価）を行う
→ 評価の総括を行う

事例１　基礎看護
単元「足浴（部分浴）」

〔指導項目〕
（3）日常生活の援助
　キ　清潔と衣生活

〔指導項目〕ごとの評価規準を作成する

（例）〔指導項目〕（3）日常生活の援助

（2）学習指導要領解説の「2　内容」〔指導項目〕及び「〔指導項目〕ごとの評価規準（例）」

	知識及び技術	思考力，判断力，表現力等	学びに向かう力，人間性等
学習指導要領解説	日常生活の援助について理解するとともに，関連する技術を身に付けること。	日常生活の援助について基本的な課題を発見し，倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。	日常生活の援助について自ら学び，人々が自立した生活を送れるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
指導項目ごとの評価規準例	日常生活の援助について理解しているとともに，関連する技術を身に付けている。	日常生活の援助について基本的な課題を発見し，倫理観を踏まえて解決策を見いだしている。	日常生活の援助について自ら学び，人々が自立した生活を送れるよう主体的かつ協働的に取り組もうとしている。

«考え方のイメージ»

「〔指導項目〕ごとの評価規準」は，身に付けるべき事項①～③の文末表現を「～している」としたものとする。
各学校においては，「〔指導項目〕ごとの評価規準」の考え方を踏まえて，各学校の実態を考慮し，単元の評価規準を作成する。

専門教科「看護」の観点別学習状況の評価の進め方

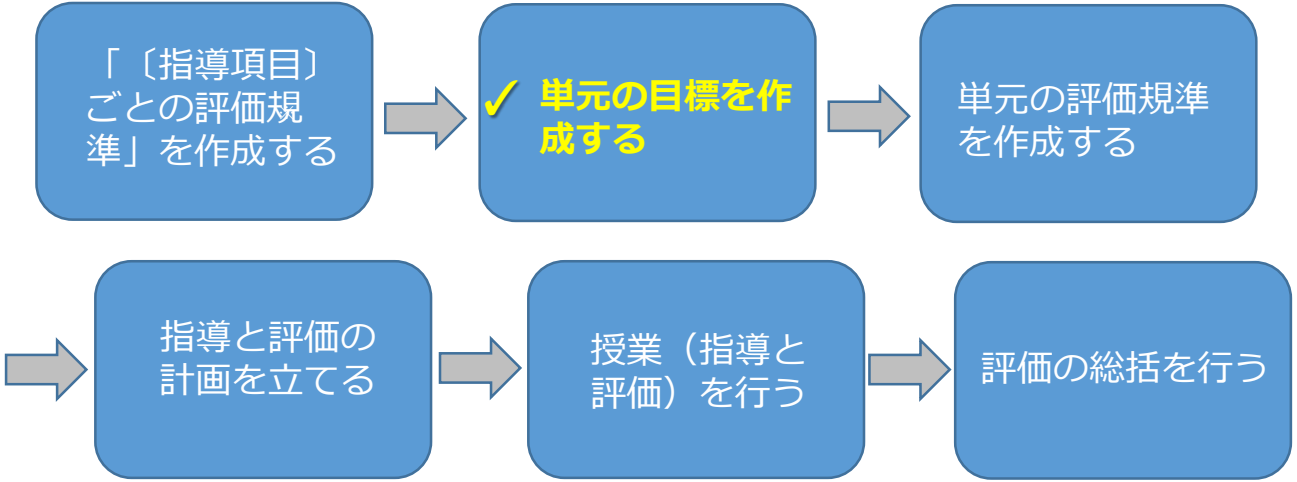

事例１　基礎看護
単元「足浴（部分浴）」

〔指導項目〕
（3）日常生活の援助
　キ　清潔と衣生活

単元の目標を作成する

資料p38

※〔指導項目〕（3）日常生活の援助

学習指導要領解説	知識及び技術	思考力，判断力，表現力等	学びに向かう力，人間性等
	日常生活の援助について理解するとともに，関連する技術を身に付けること。	日常生活の援助について基本的な課題を発見し，倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。	日常生活の援助について自ら学び，人々が自立した生活を送れるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔単元の目標〕　**単元「足浴（部分浴）」**

(1) 足浴の意義と足部の清潔保持の必要性について理解するとともに，足浴に関連する技術を身に付ける。ア

(2) 安楽な足浴の援助を目指して課題を発見し，科学的根拠を明確にした上で実施上の留意点を考えたり，援助を受ける立場で考えたりするなどの活動を通し，解決策を見いだす。イ

(3) 足浴の援助方法について自ら学び，対象の状態に応じた援助方法を考え実践する活動に，主体的かつ協働的に取り組む。ウ

ア　育成を目指す具体的な資質・能力のうち，単元において重視する「知識及び技術」
イ　育成を目指す具体的な資質・能力のうち，単元において重視する「思考力，判断力，表現力等」
ウ　育成を目指す具体的な資質・能力のうち，単元において重視する「学びに向かう力，人間性等」※

単元の位置づけについて
〔指導項目〕
（3）日常生活の援助
キ　清潔と衣生活

・身体の清潔と援助

【１】身体の清潔と援助の目的とポイント	１時間
【２】入浴と看護	２時間
【３】足浴（部分浴）	**７時間（事例）**
【４】清拭	５時間
【５】頭皮・頭髪の手入れ	５時間
【６】口腔の清潔	５時間

専門教科「看護」の観点別学習状況の評価の進め方

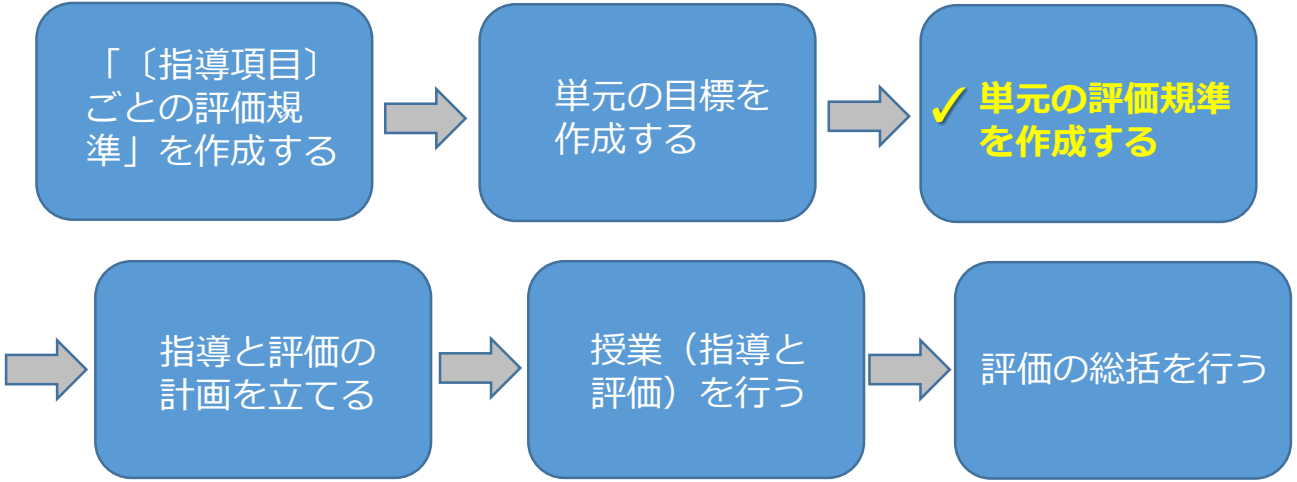

事例１　基礎看護
単元「足浴（部分浴）」

〔指導項目〕
（3）日常生活の援助
　キ　清潔と衣生活

単元の評価規準を作成する

資料p39

※〔指導項目〕（3）日常生活の援助

指導項目ごとの評価規準	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	日常生活の援助について理解しているとともに，関連する技術を身に付けている。	日常生活の援助について基本的な課題を発見し，倫理観を踏まえて解決策を見いだしている。	日常生活の援助について自ら学び，人々が自立した生活を送れるよう主体的かつ協働的に取り組もうとしている。

単元「足浴（部分浴）」

単元の評価規準	知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	足浴の意義と足部の清潔保持の必要性について理解しているとともに，足浴に関連する技術を身に付けている。	安楽な足浴の援助を目指して課題を発見し，科学的根拠を明確にした上で実施上の留意点を考えたり，援助を受ける立場で考えたりするなどの活動を通し，解決策を見いだしている。	足浴の援助方法について自ら学び，対象の状態に応じた援助方法を考え実践する活動に，主体的かつ協働的に取り組もうとしている。

単元の位置づけについて
〔指導項目〕
（3）日常生活の援助
キ　清潔と衣生活

・身体の清潔と援助

【１】身体の清潔と援助の目的とポイント	１時間
【２】入浴と看護	２時間
【３】足浴（部分浴）	**７時間（事例）**
【４】清拭	５時間
【５】頭皮・頭髪の手入れ	５時間
【６】口腔の清潔	５時間

専門教科「看護」の観点別学習状況の評価の進め方

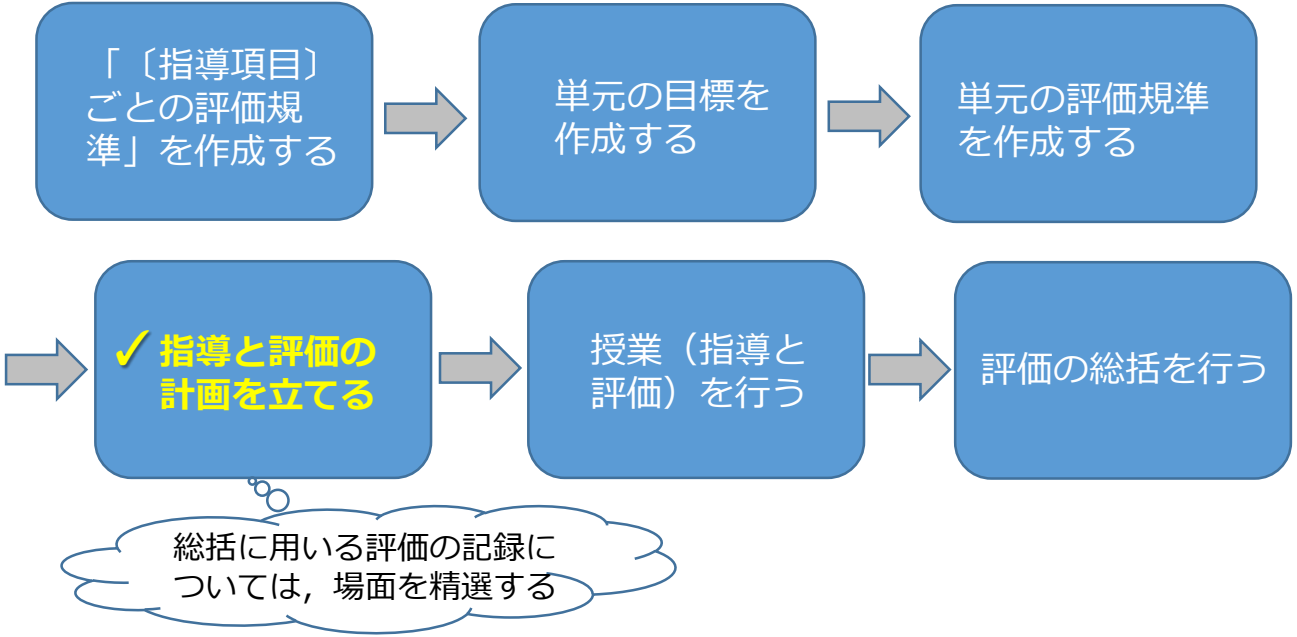

事例１　基礎看護
単元「足浴（部分浴）」

〔指導項目〕
（3）日常生活の援助
　キ　清潔と衣生活

指導と評価の計画を作成する

資料p43

時間	ねらい・学習活動（※留意点）	評価 観点	評価 記録	評価の観点・方法
第一次（1時間）	**座学：足浴の目的や効果　留意点** **〔ねらい〕部分浴の意義・目的や手順とそのポイントについて理解し，足浴体験を通して，安楽な援助について考察する。**			
	◆部分浴の方法（使用物品・手順），考えられる効果について調べ，援助の目的に応じた方法の工夫や，安全・安楽への配慮の必要性を理解する。	知		・各清潔援助による心身への影響と実施上の留意点について理解している。 ［授業ノート，定期考査］
	◆足浴体験を行い，実際に心身にもたらす効果について考え，手順の妥当性・工夫点を考察する。 ※【ワークシート①】には，足部の観察結果，洗うのが難しい部位，心地良いと感じる洗い方などをまとめてくる（自宅での体験）。	思	○	・足浴を実施する際に気をつけたいことについて，調べたことや自らの経験をもとに考察している。 ［ワークシート①］
第二次（1時間）	**座学（グループワーク）：安楽な足浴のために** **〔ねらい〕足浴の手順を確認するとともに，安楽な足浴のために，これまでの学習や足浴体験などを通して気づいた視点を生かし，工夫点を考える。**			
	◆足浴の実施方法について，教員によるデモンストレーションを見て確認する。 ※【確認のポイント】 必要物品の準備，患者の準備（体位保持，寝衣・寝具の整え方），足浴実施方法，物品の取扱い方，患者の観察方法	知	○	・物品の取扱い方，援助実施時の留意点などを想起しながら，足浴の手順を確認している。 ［チェックシート・定期考査］
	◆安楽な足浴のために必要な工夫点をグループで話し合う。 ※以下の観点からグループで意見交換し，心	態		・自分の考えを，足浴体験で検証した内容などを踏まえ，安全安楽の視点から適切な方法として他の人に提案したり，他の人の意

単元全体を通して「知識・技能」，「思考・判断・表現」，「主体的に学習に取り組む態度」の３観点をバランスよく

評価の観点・方法の明確化

「おおむね満足できる」と判断できる状況（B）

内容やまとまりごとに，実現状況が把握できる段階で行うなど，評価の場面を精選すること

観点別学習状況の総括のために，記録に残す場面

専門教科「看護」の観点別学習状況の評価の進め方

「〔指導項目〕ごとの評価規※準」を作成する → 単元の目標を作成する → 単元の評価規準を作成する → 指導と評価の計画を立てる → ✓ **授業（指導と評価）を行う** → 評価の総括を行う

事例１　基礎看護
単元「足浴（部分浴）」

〔指導項目〕
（3）日常生活の援助
　キ　清潔と衣生活

授業（指導と評価）を行う

資料p46

「思考・判断・表現」の評価の観点

評価資料

「おおむね満足できる」状況（B）	「十分満足できる」状況（A）	「努力を要する」状況（C）
単元の評価規準を学習活動に即して具体化 ※「おおむね満足できる」状況（B）	「十分満足できる」状況（A）と判断した具体例	「努力を要する」状況（C）と判断した生徒への指導の手立て
足浴を実施する際に気を付けたいことについて，調べたことや自らの経験を基に考察している。（第一次）	・〔ワークシート①〕に，足浴の手順に沿って，体験に基づく工夫点を考え，表現している。	・足の洗い方について感じたことを思い出させる。教科書にある洗い方などを参考に，自分の足を模擬的に洗ったり，汚れやすい部分を再度観察したりなどし，ワークシート①の「心地よい」「不快」と感じる洗い方など再確認させる。 ・次に，患者役が安楽ではないと感じた場面を例に挙げ，その場面を再現するなどし，原因を分析させ，どのように留意・工夫すればよいか考えさせる。

【Yさんのワークシート①評価例】「足背」「足底」「指，指間」の各部位について，体験をもとに援助に役立つ視点を考察している。また，「異常やトラブルがないか観察する」「表情を確認しながら行う」など観察の重要性についても気付いているため（A）と評価した。

『心地良い』『不快』と感じる洗い方（力の強さ，手の使い方）について気づいたこと

足背	親指を使って足首から指先にかけて押し洗いをすると，心地よかった。	小指側から親指側にかけて押し洗いをすると，あまり心地良くなかった。
足底	力部分でマッサージのよう 足底を2つに分けて外側に向かって押し洗いをすよかった。	手掌でこするように洗うととても違和感があった。不快な感じがあった。
指 指間	指と指の間に人差し指を入れてかき出すようにして注をかけて洗うと心地良かった。足の指をつまみながらマッサージのように洗うと気持ちよかった。	手掌でなでるようにして洗った。あまり汚れが洗えている感じがしなかった。→とても不快。

～実習で足浴を実施する際に気をつけたいこと～

・足を見せることは人によって羞恥心を感じる場合があることが分かったので，しっかりとプライバシーに配慮していくこと。
・洗ったりマッサージしたりする前・中・後に足の異常やトラブルがないか観察すること。
・相手の表情を確認しながら行うこと。
・清潔を維持できるように工夫すること。
・指の間などの皮膚もしっかりと観察していくこと。

（C）の場合は，指導の手立てを明らかにしておく

専門教科「看護」の観点別学習状況の評価の進め方

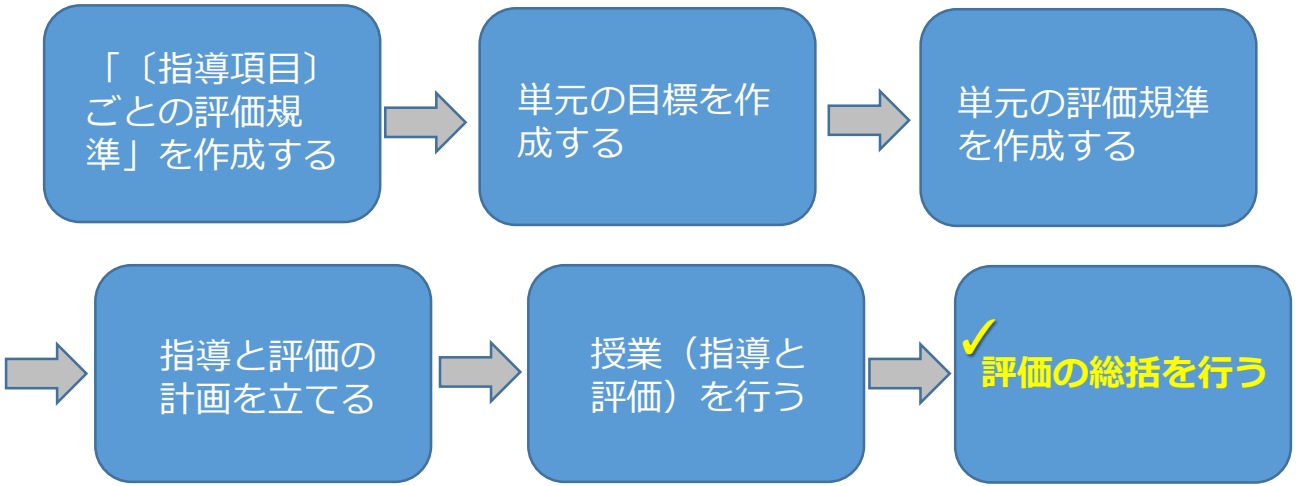

事例１　基礎看護
単元「足浴（部分浴）」

〔指導項目〕
（3）日常生活の援助
　キ　清潔と衣生活

※　職業教育を主とする専門学科においては，学習指導要領の規定から，「内容のまとまりごとの評価規準」を「〔指導項目〕ごとの評価規準」とする。

評価の総括を行う

資料p48

【例：Yさんのワークシートの評価】

	知識・技術		思考・判断・表現			主体的に学習に取り組む態度
学習活動と評価の場面	第二次※（定期考査）	第三次	第一次	第三次	第四次	第四次
生徒の評価例	A	A	A	B	B	A
評価の総括	A（3.0）		B（2.3）			A（3.0）

(1) 評価結果のＡ，Ｂ，Ｃの個数を基に総括する場合

評価結果のＡ，Ｂ，Ｃの個数を目安として各観点の評価結果の数が多いものを総括した評価とする。

(2) 評価結果のＡ，Ｂ，Ｃを数値に置き換えて総括する場合

評価結果を数値によって表し，合計や平均値に換算することで総括していく。

例えば，（２）数値に置き換えて換算する場合は，
の数値で各観点の評価をAを３，Bを２，Cを1として合計し，平均値を換算する。
この総括の結果を，Ｂとする判断の基準を設定していく。
Ｂ と判断する範囲を，[1.5≦平均値≦2.5]と設定すると，

[知識・技能]ではＡ，「思考・判断・表現」ではＢ，「主体的に学習に取り組む態度」ではＡの評価に総括できる。

新学習指導要領の改訂のポイントと学習評価
（高等学校　専門教科「看護」）

文部科学省
初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付 産業教育振興室
　教科調査官　髙木　邦子

National Institute for School Teachers and Staff Development
独立行政法人教職員支援機構